# 日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則

# (目 的)

第1条 日本行政書士会連合会会則第64条に基づき、領収証の基本様式を定める。

# (領収証の作成)

- 第2条 行政書士である会員(行政書士の使用 人である行政書士又は行政書士法人の社員若 しくは使用人である行政書士を除く。)及び行 政書士法人である会員は領収証の基本様式に 準じて領収証を作成するものとする。
- 2 前項の領収証は行政書士法に係る民間事業 者等が行う書面の保存等における情報通信の 技術の利用に関する法律施行規則第5条から 第7条の規定に基づき電磁的記録により作成 することができる。

# (領収証の基本様式及び取扱要領)

- 第3条 領収証の基本様式及びその取扱いについては別記の様式第1号及び第2号並びに取扱要領に定めるところによる。
  - 一 行政書士である会員の場合は、様式第1 号によるものとする。
  - 二 行政書士法人である会員の場合は、様式 第2号によるものとする。

## 附 則

# (施行期日)

1 この規則は、会則認可の日 (平成12年11月 14日) から施行する。

# 附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成14年7月16日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行す

る。

## 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

## 様式第1号

領 収 証	印紙税法第5条 別表第1、17号の規 様 定により非課税	
項目	報酬額	備考

vvvvvvvvvvv vvvvvvvvvvv	**************************************			
計				
消費税				
合 計				
立替金その	也			
総合計				
上記のとおり	)受領しました。			
	21,200.0120			
	年 月	日		
	000	)行政書士	会会員	
	事務所所在均 事務所の名称 行政書士		0 0 0	 <b></b>

## 様式第2号

領 収 証	様	必要に応 じ印紙貼 付		
項目	報酬額	備考		
·vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv	       	·vvvvvvvvvvvvvvvvv		
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	······	/vvvvvvvvvvvvvvvvvvv		
消費税				
合計 立替金その他				
総合計				
上記のとおり受領しました。				
年 月	日			
〇〇〇行政	書士会会員			
(本証を発行する行政書士法人の事務所所在地) 法人 (本証を発行する行政書士法人の事務所の名称) 職印 (本証を発行する事務所を代表する社員名)				

# 様式第1号及び第2号に関する取扱要領

- 1 共通する記載方法は以下のとおりとする。
- (1)「項目」欄には、事件名、書類作成業務、提出手続代行業務、提出手続代理業務、相談業務、顧問業務、実地調査に基づく図面作成業務、電磁的記録に関する業務、日当、着手金等を任意に記入できるものとする。
- (2)「立替金その他」欄には、立替金(印紙代、証紙代など)、旅費・交通費等に関する事項を記載する。
- (3) 必要に応じて任意に段数を増設し、記載することができる。
- 2 様式第2号において、従たる事務所を 設置する行政書士法人の事務所が発行す る領収証にあっては次のとおり記載する。
- (1)「○○○行政書士会会員」は領収証を 発行する当該事務所が所属する行政書 士会を記載すること。
- (2)「(本証を発行する行政書士法人の事務 所の名称)」は「ABC行政書士法人東 京本店」「ABC行政書士法人大阪支 店」というように記載すること。
- (3)「(事務所を代表する社員名)」は当該 事務所を代表する社員名を記載するこ と。
- (4) [法人職印] は当該事務所が所属単位会に届け出た職印とする。
- 3 適格請求書として使用する場合には以下のとおり記載する。
- (1) 適格請求書発行事業者である個人会員は氏名記載の下部、法人会員は事務所

- を代表する社員名記載の下部に「T(ローマ字)+数字 13 桁で構成される適格請求書発行事業者の登録番号」を記載する。
- (2) 必要に応じて備考欄に取引年月日、税率等を記載する。
- 4 領収証の大きさは自由とする。
- 5 行政書士会は領収証の基本様式に準じ て用紙を印刷し、会員に頒布できるもの とする。